

令和 2 年 第 3 回 定 例 会

奈 井 江 町 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 2 年 9 月 8 日 開 会

令和 2 年 9 月 1 5 日 閉 会

奈 井 江 町 議 会

令和2年第3回奈井江町議会定例会

令和2年9月8日（火曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 役場庁舎に関する調査特別委員会中間報告
- 第 6 町政一般質問（通告順）
- 第 7 報告第 1号 補助団体監査結果報告について
- 第 8 報告第 2号 令和2年度に公表する健全化判断比率について
- 第 9 報告第 3号 令和2年度に公表する資金不足比率について
- 第10 報告第 4号 令和2年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について
- 第11 議案第 1号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第12 議案第 4号 奈井江町児童館設置条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 5号 奈井江町コミュニティ会館設置条例の一部を改正する条
- 第14 議案第 6号 奈井江町中小企業振興保証融資感染症対策基金条例
- 第15 議案第 2号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算（8号）
- 第16 議案第 3号 令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補予算（第2号）
- 第17 認定第 1号 令和元年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和元年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定につい
- 認定第 3号 令和元年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和元年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定につ
- 認定第 5号 令和元年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町長	三本英司
副町長	碓井直樹
教育長	相澤公
企画財政課参事	小澤克則
総務課長	辻脇泰弘
会計管理者兼会計課長	横山誠
町民生活課長	馬場和浩
建設環境課長	大津一由
産業観光課長	石塚俊也
保健福祉課長	鈴木久枝
教育委員会事務局長	松本正志
町立病院事務長	杉野和博
保健福祉課課長補佐	田野義美
保健福祉課課長補佐	辻脇真理子
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本静
議会庶務係長	東藤美妃代

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

ただいま、出席議員9名で、定足数に達しておりますので、令和2年奈井江町議会第3回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、出入り口を解放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承、お願いをいたします。

また、本日、マイク録音システム不調につきまして、議員の発言につきましては、中央演台のほうで質疑等も発言いただきますようお願いをいたします。また、議場が大変暑くなっておりますので、上着を外して結構ですので、よろしくをお願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番笹木議員、7番森山議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

(10時00分)

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期、定例会の会期は、本日から15日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日より15日までの8日間と決定をいたしました。

日程第3 議長諸般報告について

(10時01分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日令和2年7月16日、調査事項、第5回臨時会に関する議会運営について。

調査内容、1、会期について、2、議案審議、審議順序について。

委員会開催日、令和2年9月3日、調査事項、第3回定例会に関する議会運営について。

調査内容、1、会期について、2、議案審議、審議順序について、3、町政一般質問について、4、決算審査特別委員会について、5、請願、意見案、陳情等の取扱いについて、6、調査について、7、まちづくり懇談会への参加並びに町民のまちづくりに対する意見集約等について、8、その他について。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時03分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告につきまして、委員長の発言を許可します。
まちづくり常任委員長、2番大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 2番

それでは、私からまちづくり常任委員会の報告をいたします。

委員会開催日、7月16日、調査事項、調査第1号「道路の維持管理について」。

説明員、調査内容につきましては、記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、本町が管理する道路の維持管理では、道路パトロールなど総体的に判断し、第6期まちづくり計画後期実施計画に基づき実施されることが報告されました。

道路の老朽化が進んでいることから、順次計画的に改修を進めていただきたい。今後も、計画的な維持管理、パトロールの強化などにより、安全な交通機能の維持に努めていただくとともに、次期まちづくり計画を検討する際には、適切な投資を行い、道路の老朽化対策に取り組んでいただきたい。

委員会開催日、8月4日、調査事項、調査第2号「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の実施状況について」。

説明員、調査内容につきましては、記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、本町では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、これまで5回の補正予算により、19事業にわたる関連対策を講じてきたことが報告されました。

また、第2次実施計画では、光ファイバー網の整備、役場、公共施設等におけるオンライン環境の構築に向けた備品、設備の購入や避難所等で3密回避のためのテント購入などが検討されていることも報告されました。世界中で新型コロナウイルスが猛威を振るい、収束の目途がない中、本町の子供たち、住民の皆さんが少しでも安心して暮らせるよう、新しい生活様式の対応を踏まえ、臨時交付金を活用し、多様な事業展開としていただきたい。

委員会開催日、8月21日、調査事項、調査第3号「町税の賦課徴収状況について」。

説明員、調査内容につきましては、記載のとおりであります。

意見・要望といたしまして、主要税目の賦課状況については、個人町民税で給与所得者や農業所得者の所得割の増加などにより、課税額が増加したこと、法人町民税では、主に製造業の法人割が増加したことにより、課税額が増加したことなどが報告されました。

税の徴収において収入未済額が減少し、様々な手法により徴収率の向上に努力されていることを評価するところであります。

税は、町政運営の自主財源であり、公平性の確保の観点からも、徴収率の向上に努めていただきたい。

平成30年度より都道府県化された国民健康保険制度では、今後も公平で適切な保険税率の設定や基金の有効活用など、安定的な運営に取り組んでいただきたい。

以上、まちづくり常任委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

(広報常任委員会)

●議長

広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。

広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、6月23日、7月7日、7月17日、7月28日には、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、議会だより第20号の編集、構成等について委員会を開催しております。なお、7月28日には、町村議会広報全国コンクールの応募について検討を行っております。これまで、計4回の委員会を実施し、8月15日には、議会だより第20号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告（町長、教育長）

（10時09分）

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

（町長 登壇）

●町長

おはようございます。

第2回定例会以降の主な事項について、ご報告を申し上げます。

まず初めに、総務課関係ですけれども、8月26日、新型コロナウイルス対応避難所開設の職員訓練を地域交流プラザ・みなクルにおいて実施しております。今回の訓練は、新型コロナウイルスを含む感染症対策を講じた初めての避難所開設訓練として実施したものであり、訓練では、本年度の地方創生臨時交付金により整備した感染者対策用トイレの設置やサーモグラフィカメラ、非接触型体温計などを使って避難者の受入れ訓練を行うとともに、昨年、みなクルに設置した非常用発電機を使用した停電時の起動訓練を行っております。引き続き、全国で頻発する自然災害にコロナ禍の対応を加えながら、緊急時の備えと防災機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、企画財政課関係では、6月25日、奈井江商業高等学校への支援、町立国保病院のあり方検討をテーマにまちづくり町民会を開催しております。このうち、町立病院に関しては、4月に実施したアンケート調査の報告や患者数や収支の推移など、病院の経営状況を説明し、意見交換を行っております。また、7月3日には、連合区長会議を開催し、ないえ温泉施設の調査分析報告書、町立病院のあり方検討について、現在の取り組み状況等の説明を行ったところであります。

次に、7月30日、まちづくりチャレンジ補助金事業認定証交付式を行いました。当事業は町民の総意を生かした個性的で魅力的なイベント事業の取り組みを支援するため、本年度創設した事業であります。公募により提案のあったクラシック音楽を通じて文化ホールのよさを発信する団体、ぐるっぺムジカが実施する音楽の散歩道、奈井江町子育てママ手芸サークルが実施するハンドメイドの作品販売を行うえんじょいマルシェの2事業について審査の上、採択事業として決定をいたしました。当事業は、3年間の継続事業として実施されますが、コロナ禍の中での新たなイベントとして定着することを期待するとともに、引き続きまちづくりに向けた町民主体の活動への支援、人材育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、産業観光課関係では、9月2日、農業委員会の水稲作況確認に同行いたしました。令和2年産の水稲は、1,144ヘクタールで作付され、品種別にはゆめぴりかが41%、ななつぼしが32%、きらら397が25%の作付割合となっております。天候については、6月に日照不足があったものの、7月以降天候に恵まれ、生育も平年並みに推移し、不稔、病害虫の影響も少ないという状況であり、北海道農政事務所が公表した8月15日現在の作柄概況についても、北空知はやや良となっております。今後収穫作業が順調に進み、実り多き出来秋を迎えるとともに、一層の奈井江産米のブランド確立につながることを期待しております。

最後に、報告書には記載がありませんが、町立病院の関係についてご報告を申し上げます。8月17日、第2回目となる町立国保病院のあり方検討委員会を開催しております。委員会では、検討委員会の委員長である名寄市立総合病院名誉院長、佐古先生の進行のもと、部門別の運営状況など、細部にわたる各種分析資料を提出し、病院運営のあり方について検討いただいたところであります。

また、検討委員会に加え、9月3日から4日までの2日間、総務省から決定をいただいた地方公営企業等経営改善アドバイザー派遣事業の現地調査が行われました。調査では、総務省から委嘱された税理士、経営コンサルタントの2名のアドバイザーにより、院長ほか病院職員のヒアリング調査が行われ、病院経営の効率化、経営改善等について助言をいただいたところであります。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

(教育行政報告)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

それでは、私のほうから第2回定例会以降の教育行政について申し上げます。

7月30日、奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議を開催し、3名の委員から、昨年度に実施をした事務事業に対する評価、意見、要望をいただき、報告書に取りまとめております。委員各位のご意見等踏まえ、今後の事務事業の推進に努めてまいります。

7月31日、感染症対策による小中学校の臨時休業により減少となった授業時数の確保から、例年より1週間長く調理業務を行い、この日、奈井江、浦臼町学校給食センターでの調理業務が終了となりました。この場をお借りいたしまして、議員各位、町民の皆様の長きにわたるご協力に感謝申し上げます。

なお、小中学校の児童生徒は1週間短い夏季休業となったものの、それぞれ元気に登

校してきているとの報告を受けているところでございます。

次ページをご覧ください。8月30日、文化ホールにおいて、木住野佳子ピアノソロコンサートを開催しております。入場時の検温や手指消毒、マスクの着用のほか、演奏中も含めて常時換気を行い、また、座席数も97席に抑えるなど、新北海道スタイルで音楽ホールのガイドライン等を遵守しながら、昨年11月の音の玉手箱以来、実に9か月ぶりのコンサートとなりました。ヘーゼンドルファーのオフィシャルアーティストでもある木住野氏により、本当に久しぶりにコンチェルトホールにすばらしいピアノの音色が響き渡ったところでございます。

以上、教育行政報告といたします。

日程第5 役場庁舎に関する調査特別委員会中間報告

(10時16分)

●議長

日程第5、役場庁舎に関する調査特別委員会中間報告を議題といたします。

役場庁舎に関する調査特別委員会より、会議規則第46条第2項の規定により、中間報告の申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。よって、役場庁舎に関する調査特別委員会中間報告を受けることに決定をいたしました。

委員長の発言を許可します。

役場庁舎に関する調査特別委員長、8番、大矢議員。

(役場庁舎に関する調査特別委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

お許しが出ましたので、役場庁舎に関する調査特別委員会の中間報告を申し上げます。

奈井江町役場庁舎は、昭和46年の建設から49年経過しており、施設や設備の老朽化、耐震性の不足、バリアフリー性能等の不足など、様々な課題を抱え、今後防災拠点としての機能を果たすためにも、庁舎整備を進めることは大変重要であることを認識するところであります。町では、令和2年3月、役場庁舎整備基本計画を策定し、令和4年度の着工を目指して進めています。当委員会では、町の進捗状況に応じて、4回の

調査を重ねてまいりました。経過につきましては、別紙報告書に記載のとおり、委員会設置以降4回の特別委員会を開催し、基本計画に至るまでの経過、基本計画の内容、設計委託業務、設計業者選定結果等の調査を進める中で、委員からは、整備に当たっての財源、償還の見通し、基金の推移、他施設の有効利用、町民への周知と意見聴取方法など、様々な質疑、意見が出されました。

また、同時に検討してきた議会議場ほか、議会関係施設のあり方につきましては、先進地である雨竜町議会、岩内町議会の2か所を視察するとともに、当委員会において町民に開かれた利用しやすい議会、低コストで有効活用できる構造など、様々な観点から検討し、別紙の議会議場ほか関係施設に関する要望事項として取りまとめ、9月1日に町長に提出したところであります。

これまでに、庁舎建設の基本・実施設計業者選定までの調査が終了いたしました。今後も基本計画に基づく庁舎建設の基本・実施設計が進められていく中で、適切な時期に議会施設の機能も含めた調査を継続していくことといたしました。

以上、特別委員会の中間報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

以上で、中間報告を終わります。

日程第6 町政一般質問

(10時20分)

●議長

日程第6、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

(1. 3番竹森議員の質問・答弁)

(10時21分)

●議長

3番、竹森議員。

(3番 登壇)

●3番

おはようございます。

今回、町長に町立病院の現状と今後ということで質問したいと思っております。よろしくお

願いたします。

町立病院の経営は、皆さんご承知のように、数年前よりかなり厳しいものとなっています。そのため、今年度中に今後の方針を決めるため、第三者による病院のあり方検討委員会を発足させ、11月の答申を目指して現在進んでいます。先ほどの町長の行政報告にもありましたように、町民には、6月25日にまちづくり町民委員会を開催し、アンケートの結果などを報告した旨報告がありました。そのほかに、7月3日には連合区長を通じて、また報告したということでもあります。

また、あり方検討委員会につきましては、計5回行うという計画のうち、8月には第2回の検討委員会が行われたという報告もありました。それから、直近なんですけれども、9月3日、4日にかけては、総務省からアドバイザーを受け入れまして、現地調査をされて、その報告はまだあるかどうか、分からないですけれども、11月に向けてかなり進んでいる方向です。しかしながら、現在、2月からの新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして、全ての経済活動や住民活動が制限されたり、自粛を余儀なくされています。また、この感染予防対策は、まだまだ続く情勢であります。これによりまして、もともと経営が苦しい病院運営についても、多大な影響があると考えております。この問題につきましては、我が町だけではなく、全国的な病院経営についてもかなり苦しい立場に置かれている病院があると承知しております。そこで、次の2点について質問いたしたいと思っております。

病院経営につきましては、令和元年度、病院資金不足が発生いたしました。1億円の短期借入れをし、2年度予算では、それが2億円になる予算を組んでおります。コロナ禍の中での先ほど申し上げました現在の半年、病院経営やっているんですけれども、その業績とその令和2年度の予算の執行、最終的な見通しについてどのようになるのか、お伺いしたい。

2点目につきましては、先ほど来検討が進められているあり方検討委員会についてその検討されている内容、方向性につきまして、今、公表できるものがあれば伺いたいと思っております。

以上、2点について、よろしく願いたします。

●議長
町長。

(10時25分)

(町長 登壇)

●町長

竹森議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染症による病院経営の影響ということだと思います。ご指摘のとおり、全国的に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた病院だけでなく、受入れを行っていない病院においても、不要不急な受診を控える動きや感染症

対応のための受診制限、また手術や緊急受入れの制限などにより、公立病院、民間病院を問わず、3月以降の患者数や診療収入は大幅に減少しており、本年5月の医業収入については、平均で対前年度比16%マイナスという報道がなされております。町立国保病院のように新型コロナウイルス患者の受入れを行っていない病院についても、本年5月の対前年の医業収入が平均で13%マイナスということでもあります。

奈井江町立国保病院の状況ですけれども、新型コロナウイルスによる影響だけではないかもしれませんが、本年度4月から7月の実績といたしまして、入院については、他院からの転院や施設からの入院が多い状況であることから、大きな影響は受けておりませんが、当初予算の見込みに対して1日当たり患者数が1.2人、2.7%のマイナス、期間中の収益は2.6%のマイナスとなっています。

外来については、各診療科とも影響を受けており、1日当たり患者数が17人、15.7%のマイナス、期間の収益は5.3%のマイナスとなっております。全国的な病院経営の逼迫を受けて、全国町村会や病院協会など、様々な団体が財政支援を求める声を上げる状況となっていることから、当町といたしましても、関係団体を通じて、引き続き病院経営に対する支援を求めてまいりたいと考えております。

令和2年度末の実績の見込みをとということではありますが、現下の状況では、申しわけありませんけれども、推計を立てる状況にないということでご理解をいただきたいというふうに思います。

2点目のあり方検討に係る経過と今後についてですけれども、町立病院の大変厳しい経営状況を受けて、本年度、今後の病院経営に関する方向性を議論するあり方検討委員会を立ち上げるなど、早期の経営健全化に向けた取組みを順次進めているところであります。有識者によるあり方検討委員会は、医療関係者や関係団体、町民代表など、7名で組織しており、先ほどの報告でも申し上げましたけれども、委員長は北海道地域医療構想アドバイザーで名寄市立総合病院名誉委員長の佐古先生をお願いをして、これまで2回会議を開催しております。

当院のこれまでの運営状況や細部にわたる各種分析資料を提出させていただきながら、前向きに協議をいただいているところであり、本年12月までに答申をまとめていただくスケジュールで検討を進めております。また、これも先ほど申し上げたところですが、検討委員会とは別に、病院経営に関する専門的な知見から、当院の経営改善にご助言をいただくために、本年度総務省の経営改善アドバイザー派遣事業の要望しておりますけれども、6月中旬に対象病院としての決定をいただき、先般、9月3日から4日の日程でアドバイザー2名の派遣をいただきました。

書類による事前に状況調査に加えて、当日は、院長ほか病院職員へのヒアリングを行った上で、短期的な経営改善策のほか、中長期的な視点からも経営に対するアドバイスをいただきました。講評いただいた内容については整理した上であり方検討委員会の委員と共有しながら、今後の議論に生かしていくこととしております。

また、これについては議会、町民の皆様にも、要約した形になろうかと思いますが、伝えることで状況をしっかりと伝えていきたいというふうに考えていますし、まちづく

り町民委員会等で病院の現状や本年4月に実施したアンケート調査結果の報告をさせていただいているほか、院内の部門代表との検討会議についても、並行して進めてまいりたいというふうに考えています。

いずれにいたしましても、多くの皆さんに意見をいただきながら将来の町立病院のあるべき姿を見定めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただくようお願いを申し上げます。

●議長

(10時31分)

竹森議員。

●3番

答弁ありがとうございます。

1つ目の病院の現在の経営ですけれども、今は決算の書類も出ていて、皆さん大体ご承知だと思いますけど、私なりに計算してみました。

病院の収益的収入につきましては、説明があったときにはおおよそ9億4,800万円、元年度については、単年度実質収支は8,180万円の赤字。繰越金は今まであったんですけれども、それも使い果たして、現在のところマイナス3,770万円ぐらい。それに対して、病院への一般会計の繰入れ総額ですけれども、資料にも載っていましたが、3億5,300万円、そのうち、交付税措置のある金額につきましては、2億2,400万円、差引き、一般会計が実質負担している金額が幾らになるかということ、1億2,890万、それは資料に載っているんです。それをざっくり計算してみますと、実質負担が1億2,800万で、単年度実質収支は8,000万の赤字ということは、黙っていると2億円の赤字が出ると。9億5,000万の医業収入を上げるのに2億円毎年赤字が出る。それは、多分そのままやっていると増えるので、一般会計も持たないということで、どうにかしようということでこういう検討委員会等で令和3年度には改善していこうということで始まっているんですけれども、今聞いたコロナ禍の中での別要素の減収も加わっている、それについては、先ほど町長が話されたとおり、やはり単独ではどうにもならないので、やっぱり国などの補助を受けながら日本全体の病院のあり方についても国で考えていただくよう運動を大きく盛り上げて、それも令和2年度中にやはり町の財政に大きく負担がかからないように、早急をお願いするようにしていただきたい。

そして、2つ目のあり方検討委員会なんですけれども、2回目の検討委員会が行われて、またアドバイザーも来られて、いろいろ細かくこれからの方向について、いよいよ煮詰めていく時期だと思えます。それに対して、町長の今の情勢については、町民にも詳しく説明をする。議会についても、たびたび機会があれば、町の行政報告ということで、随時、先週も、1週間ぐらい前も病院のことについて事務局から詳しく説明を受けて、今回質問するのはどうかなとか思ったんですけれども、やはり、町民に病院の実態を大きく知ってもらうには、より簡単に赤字の状態を知らせたり、これからどういうふうに

町の財政を含めた中で、町立病院ですから、営利だけを目的にするのではなくて、福祉についても考えていく、その中でやっていくのはバランスですね。町の財政力もあるんですけども、バランスを持って進めていかなければならない、そんなことは、私が言うよりも検討委員会なんかではもう重々検討されていると思うんですけど、その点、今の町長の町民に対する、議会に対してどんどん報告していくという姿勢を評価しながら、これからも進んでいっていただきたいなと思う次第です。

●議長

暫時休憩します。

(休憩)

●議長

(10時36分)

会議を再開します。

町長。

●町長

竹森議員からのご意見も含めた総体的なご質問というふうに受けとめさせていただきます。

まず、1点目の病院の経営の見通しについて、本当にご心配をいただいているということだと思いますが、既に当初予算策定のときにも、令和元年度の経営状況の議論の中でも申し上げてきたとおり、議員が言ったとおり、繰越実質収支を使い果たしてという言葉がさっき出ましたけれども、実は、今までそれを全部一般関係で補填してきて、赤字が現出しなかったということに尽きるわけで、経営状況がここ一、二年の中で大きく変わったということではないということについては改めて報告をさせていただきますし、このことについては、既に議員の皆さんも十分ご承知のことかと思えます。これは、単に診療報酬の改定だとか、社会情勢のことだけでなく、それぞれの自治体病院が抱えている根本的な課題だとか、複合的にあるものであって、単に奈井江町立国保病院だけの問題ではないんですけれども、だからといって放置することができないということから、しっかりと向き合わなければならない、まさに町の財政と医療福祉とのバランスをどうとるかということをしっかり議論しなければならない大きなテーマだということで、今回あり方検討委員会等に、開始するというところで踏み切ったところであります。

結論から申し上げますと、まさに今議論いただいている最中でありますので、そのことをしっかりと受けとめて、かつまさに全国的な議論というよりも、奈井江町でやれること、奈井江町が医療の提言いただいている具体的なものの中で、何を選択していけるのか、それが奈井江町の町民の皆さんにどうやって、やはり理解していただいている話になりますので、そんな形で進められる道を、残念ながら私にも結論を持っているわけはありませんから、検討委員会に委ねているところもありますので、しっかりと受けと

めさせていただいて、議論していきたいということでもあります。

また、先ほど国への要望もということでありましたけれども、7月の前にもちょっと報告したかと思いますが、7月6日、7日で総務省、厚労省に、上京していろいろお願いをして、このアドバイザーの関係もお願いをしてきたところですがけれども、そのときにも、現下の状況、コロナの影響で、受診が抑制されたり等々もあって、大変な状況にありますよということも、担当課長さんにもしっかりお伝えをしておりますし、その課長さんなり、局長さんたちも状況分かっていただいて、何らかの対応をしなければならぬ、ただ、これは、公立病院、自治体病院だけに手当するというところにならないんだと。まさに、私立の病院も含めた全国の問題なので、どういう形でそのところを支援できるかということを知恵を出しているということを正直に言っていただきました。そんな状況にありますので、これからもしっかりと当然求めるものは求めますけれども、見届けるといいますか、見ていきたいなというふうに思っています。

そして、2点目のことについては、今冒頭でも申し上げましたとおり、まさにあり方検討委員会の結論、そして今回のアドバイザーのご意見等々をもう1回再整理をして、先ほど申し上げました繰り返しになりますけれども、町民の皆様、議会の皆様にしっかりと伝えると、何よりも情報を共有した中で、納得した生活、納得して町に住んでいただくということを目指したいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長

(10時40分)

竹森議員。

●3番

再度のご答弁ありがとうございます。

今回、初めて、資金不足比率が6.2%ということで、初めて乗り、その指標であります経営健全化基準、それが20%なんです。それにならないように、多分措置をされると思いますが、経営にご努力お願いしたいと思えます。

以上で質問終わります。

●議長

竹森議員の一般質問を終了いたします。

(2. 1番篠田議員の質問・答弁)

(10時41分)

●議長

引き続き一般質問を行います。

1番、篠田議員。

(1番 登壇)

●1番

おはようございます。

私は、大綱1点だけ質問していきたいと思います。

ないえ温泉は、休館して1年が経過しました。町では、昨年8月末で指定管理者が撤退してから、高校生以上の町民アンケート調査、無作為抽出で800人の方々にご協力をいただいて、回収率は53%だったとお聞きをしております。これを行い、今後の検討資料として、温泉施設の運営に関する調査分析報告書を作成しました。議会では、まちづくり常任委員会での説明を受け、調査を行い、もっと町民の皆さんに現状や課題等を知っていただきたく、現在の起債残高や指定管理公募時の町の積算した収支計画と指定管理者の実績比較等を追加記載していただき、町民の皆さんの意見を問い協議する際は、町としての方向性を示し、議論するよう議会として要望させていただきました。

町長は、大前提として、町民の皆さんの意見を聞いていこうということであり、しっかりと議論をするために、9月ということにはこだわらず進めると先般の議会で答弁されております。

そこで、1点目は、ホームページに公表後に町民の意見聴取として取り組んできた内容について、それと2点目は、温泉施設等の活用について、町内外事業所からの問い合わせはこれまでであったのかどうか、以上、2点についてお聞きしたいと思います。

●議長

(10時43分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

篠田議員のないえ温泉についてのご質問にお答えをいたしてまいります。

ないえ温泉の今後のあり方については、町民の皆様、そして議会の皆様と情報を共有しながら方向性について議論を進めていきたいということでもありますし、共に進めているつもりであります。これまで、町民アンケート調査の実施を初め、施設の現状把握、これまでの運営状況をまとめた調査分析報告書を本年4月に作成し、広報の5月号や町のホームページを通じて周知、公表を行ってきたところであります。

まず、1点目の報告書の公表後、町民への意見聴取の取組みについてでありますけれども、報告書については、5月のまちづくり町民委員会、7月の連合区長会議等において説明をし、ご意見をいただいたところであります。今後につきましては、10月に開催するまちづくり懇談会において報告書の説明を行うなど、情報共有を進めるとともに、温泉に対する様々なご意見をいただきたいと考えているところであります。

本来であれば、3月の定例会、第1回の定例会で、9月ぐらいにということを上申し上げたとおりでありますし、各団体に出向いて、いろんな形でのご意見を伺うことを考えておりましたけれども、ご承知のとおり、このような状況の中で、それが遅延しているというか、なかなか難しい状況にあるということでもありますので、改めて今申し上げましたとおり、10月以降、もう一度組み直してやってみたいなと思っています。どんな形になるか分かりませんが、気持ちとしてはそういう方向で進めていただくことについて、ご理解を賜りたいというふうに思っています。

2点目の温泉活用についての問合せについてですけれども、これまで、いずれも町外事業者でありますけれども、施設の検討状況などに対する電話での問合せのほかに、1件、施設内の見学についても、それぞれ1件ありました。この2件の問合せなどに関しては、今後における施設の運営や活用に向けた具体的な話には正直至っていないというところがあります。改めて今後の温泉のあり方や方向性について、今までも申し上げましたけれども、情報共有に向けた取り組み、議論を重ねながら、検討していきたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長

(10時46分)

篠田議員。

●1番

これまで、公表、資料のほうも、所管のほうできちっと調べながら作成をしていただいて、資料としては本当にいいものができたのかなとは思っています。そんな中、5月ですか、まちづくり町民委員会にもこの温泉の運営に関する調査、分析の報告がなされております。その会議録がホームページにも載っていますけれども、委員の皆さんからは、いろんな意見が出ています。

この資料を見て、奈井江町だけでなく、近隣の温泉についても、非常に利用客も減って、厳しい状況だということも分かった、それと、温泉の泉質、昔はもっと硫黄の匂いがしていたのが、やっぱりこの数字になって、変化が出ているんだということも分かりましたですとか、これまで、温泉は観光の目玉だからということで町のほうもいろいろ鋭意努力はしてきておりますけれども、ただ、できれば続けていただきたいけれども、やればやるほど町の赤字が増えるのであれば、できないのではないかなというような意見も出ています。ですから、今回このような形で町民の皆さんに幅広く情報を提供をして、今温泉がどういう現状であったか、それらと合わせて課題としてはこういうことがある、今回の再開に当たって、それなりの設備投資等もして、まだ起債も残っています。ただ、これがまた再開するとすると、当然メンテナンスですとか、これからの設備投資をしなきゃならない部分、それと、どういう形でやるかによっても違いますけれども、指定管理で再開をするとなれば、また指定管理料が出てくるというようなことで、大きく町の財政にもかかわってくるのかなと思われまます。ですから、こういう状況をきっちりと町民の皆さんに幅広くお伝えをしながら、町長が言うようにみんな協議しながら、

最終的な方向性を見出していただければなとは思っています。

昨年、町長はいろんな形で町民の声を聞きたいということでの部分でしょうけれども、まちづくりモニターさんですとか、地区担当職員制度ということで、8地区に各3名の職員を配置をして、ただ、配置をしましたけれども、こんなコロナ禍の中で、思うにうまく機能はしていないのかなと思いますけれども、この人方の協力を得ながら、地域の声を今後どのような形でまとめていくのかも含めて、再度ちょっと答弁をしていただければなと思います。

●議長

(10時50分)

町長。

●町長

今ほど、篠田議員のご質問ですけれども、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、まず町民の声を聞いてというか、まず町民の皆さんに今議員ご指摘のとおり実態をきちんとお知らせするということから始めるんだということについては、ご理解をいただいているかというふうに存じます。まさに、議員が今言っていたとおり、進めていきたいというふうに思っていることで、これについては、異論とかということじゃなくて、ご理解いただいたとおり、進んでいきたいと思っておりますが、何よりも、コロナ禍によって、予定をしていた老人クラブ等々の関係団体との意見交換というのは非常に難しくなっているということが1つ、もう一つは、まさにコロナがこういう状況になって、観光業全体のことも含めて、非常に影響を受けているわけで、奈井江町においても、奈井江町の場合それが影響あるかどうかという議論とは別に、こういう状況の中で、どれだけ逆にこれから先、何年か先の収穫といいますか、そういうところに対して影響があるのかという、その見通しすら正直立たない、客観的な判断が非常にしづらい時期にあると僕は思っています。そんなこともあって、まずは今の状況を説明するところから始めますけれども、将来的な集客数だとか、見通し自体が今回の解析したものにまたさらに影響が及ぼすことだってあるということも含めて、理解を求めていくことから始めなければいけないのかなと。そのためには、繰り返しますけれども、正直なところ、性急に事をなせる状況にはないのではないかとこのところは実感しております。ただ、繰り返しますが、町民の皆さんに説明していく中で、どのようなお考えをお持ちなのか、それを聞きながら、その折々に判断をさせていただきます。よろしく申し上げます。

●議長

(10時52分)

篠田議員。

●1番

この温泉の問題だけでなく、うちの町、大きな問題として、病院のあり方も今盛んに検討委員会の中で詰めてもらっていますけれども、本当、このコロナ禍の中で大変でし

ようけれども、現状、その課題を含めて、皆さんに周知をしながら、みんなで協議しながら、今後に向けていただければなと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひいます。

以上でございます。

●議長

篠田議員の一般質問を終了いたします。

(3. 2番大関議員の質問・答弁)

(10時53分)

●議長

引き続き、一般質問を行います。

2番、大関議員。

(2番 登壇)

●2番

おはようございます。

私からは、大綱1点、休止中の奈井江発電所の今後について町長に質問をいたします。

昨年の9月にも篠田議員が質問しており、状況が変わっておりませんので、似たような答弁になるかと思いますが、改めて質問をいたします。

もう、既に2年たちますが、2018年9月6日、胆振東部地震が発生をいたしました。苫東厚真発電所が停止し、送電線故障に伴う水力発電所の停止も重なり、道内全域、約295万戸が停電し、国内史上初のブラックアウトが発生いたしました。被災された地域では、いまだに仮設住宅等にお住いの方もいらっしゃいますし、まだ復興途中であります被災者の皆さんにはお見舞いを申し上げますところであります。しかしながら、道外の電力の応援も得ながら、2日間で99%まで復元をいたしました。

奈井江発電所については、稼働から50年が経過し、老朽化や石狩湾新港のLNGの稼働等、様々な事情で2019年3月に休止となっております。休止直前の2月屋内貯炭場の屋根がつぶれました。倒壊の恐れもあり、解体いたしました。当初、解体工事は3か月から4か月かかると想定をされていましたが、大型重機を駆使し、1か月で発電を再開したところであります。その後は、屋根がなくても雨や雪の影響を回避できる運用方法を編み出しました。このように、様々な対応能力は高い会社と思われまひ。

一方、道内の電力事情は、原発を含めると約800万キロワットの供給があり、道外からの供給もあります。使用は約500万キロワットですから、電力に余裕はあると思われまひし、奈井江発電所の老朽化を見ると、再稼働の可能性は限りなく低いと個人的には見ています。固定資産税は納めてもらっているようでありまひすが、町内企業にもか

なりの影響が出ていると思います。地元自治体として、新しいアイデアを出して、北電に要請してはと思います。

発電所の周辺の将来について町民と議論する場を設けてはと思いますが、町長の見解を伺います。

●議長

(10時56分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員からの奈井江発電所の今後のあり方についてということで、町民との議論の場を設けてはいかがかというご指摘であります。

北海道電力の奈井江発電所につきましては、今さら申し上げるまでもございませんけれども、昨年3月をもって発電を休止しております。施設は、現状を維持して、通常発電は行わないものの、電力供給における非常時には、発電を再開する体制を整えているとの方針が示されております。ご質問の発電所の今後について、町民と議会、検討の場の設置ということですが、再稼働が可能な休止の状態である現在の状況下では、廃止を前提、想定した議論、検討を進める段階ではないのかなというふうに思っています。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、休止の状態であっても、地域経済への影響は大きいと、この認識は共有するものでありますし、昨年7月と今年1月には藤井社長にもお会いをし、町全体の経済振興、地域の発展に結びつく貢献がなされるよう申し入れをさせていただいております。現在、コロナ禍において、北電幹部との面談がなかなか難しい状況にありますけれども、奈井江発電所の所長からは、日頃から地域振興に対する思いを伝え聞いているところであります。

現在、国においては、エネルギー政策の脱炭素への転換に向けて、低効率な石炭、火力発電所の早期の休廃止を促す措置の議論が進められております。発電所の休廃止における議論に当たっては、これまで電力の安定供給に貢献してきた自治体や周辺地域の経済、雇用への影響を考慮した議論が行われることが必要であるというふうに考えております。町といたしましても、今後における国の議論の動向に注視をしていくとともに、北電とも連携をして、情報を共有しながら対応していきたいと考えています。

併せて、北電に対しましても、地域経済の活性化に向けた要請等の取組みについては、継続してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長

(10時59分)

大関議員。

● 2 番

休止中でありますので、自治体としては要請が難しいということでありましたけれども、やはり、休止中のうちに議論を始めておかないと、もし廃止となった場合にその後の利用方法について、そこから議論を始めたのでは、とても遅いと思います。まずは、町民に現状を説明するところから始めるべきかなと思います。今回、まちづくり懇談会というのも行う予定だと聞いておりますし、町民委員会もありますので、そのテーマとして、町側から、ちょっと現状を知ってもらおうということで話をしてもいいかなと思います。多くの町民がもし今後の発電所のあり方を危惧しているのであれば、様々な取り組みをしていかなければいけないと思います。

例えば、例を出しますけど、滝川の北電公園というのがあります。滝川市の発電所の跡地ですけれども、1960年から89年まで動きました。滝川市の開基100年と合わせまして、記念塔を設置しましたけれども、当初4万人の利用者がありましたけれども、1993年には1万人、500万円の赤字になりました。1999年3月に閉館となっております。いろんな議論をしていかないと、やっぱりこういうふうに右肩下がりになってしまうということもありますでしょう。

もう一つは、隣町の砂川ですけれども、ちょっとはたから見ると厳しい要請かもしれませんが、砂川のJR砂川駅の東口整備期成会というのを立ち上げております。かなり厳しい要請ですけれども、ここは、商工会長さんが会長になって、顧問は市長さんが務めております。このように、奈井江町には様々な課題がありますので、全て自治体で議論するというのも限界があるかなと思います。まして休止中で、自治体から要請が難しいというのであれば、民間で期成会等をつくってはどうかと思います。であれば、休止中でも様々な要請をしていけるかなと思いますので、町としては、期成会をつくるような働きかけをしてはと思いますが、この辺について、町長はどう思われますでしょうか。

● 議長

(11時01分)

町長。

● 町長

今、大関議員から北電に対して、奈井江町の地域振興に対する期成会ということなのか、あるいはどのような施設だとか、整備をとということでの期成会なのかちょっと、申しわけありません。ちょっと見えないんですが、そういう意味での期成会の設立を考えてはということかと思えます。

まず、発電所の廃止等については、国の動向を初めとして、企業でありますので、経営的な判断が必要であるというふうに考えています。繰り返しますけれども、廃止を前提として議論すると、廃止していいんですねということになってしまうということ。それは、議員がご指摘のとおり、私たちは、そうなったときの事前の準備を想定外という

ことではなくて、想定をしなければならぬということについては、これは行政の責任としてあります。喫緊のものでいけば、芦別市におけるコロナの関係での企業の撤退だとかということが市政全体に大きな影響を与えるのと同じように、雇用と、経済全体に影響を与えることになりますから、そういうふうになったらどういうことが起きるのか、あるいはそのときにどうすべきかという議論をしておく必要があるのではないか、これは公にできるかどうかは別の話として、そのことについては、ご指摘のとおりだというふうに受けとめております。

それと、滝川の例をお示しいただきましたし、滝川については今ほどのとおり、職員研修センターであり、また発電所公園であったりということでもありますし、江別の発電所が閉鎖された時点では、研究所が設置されています。ただ、当時の状況と違いまして、電気事業法が大幅にどんどん改正される中で、電気事業者がガスの供給だとか、いろいろなことに取り組みざるを得ない状況に現下あるということも決してこれ公に近い企業ではありませんけれども、そのことで、過去と同じような形で対応して、行政側からも対応するということがなかなか難しいことにあるということも、またご理解をいただきたいと思っております。ただ、今日の新聞にも載っていますけれども、北本連系線の補助電線が破損したところを改修するというので、本当に、いよいよになったときにまた60万キロに戻ってしまうんじゃないかというようなことも書いてありましたけれども、そのようなことも含めると、またそれに対する対応はどのようなかというような議論についても、砂川発電所、奈井江発電所長の兼任をされております今の所長さん等々とも本当に頻繁に来ていただいて、いろんな意見交換をさせていただいていますが、まさにご承知のことかと思っております。安平町に蓄電池、バッテリーを、これは、住友電工製のものを導入して、モデル的にやり、それを生かして今石狩でもやっけていこうとしているところですし、そういうようなものが例えば奈井江の発電所の遊休地に設置できないかとかいう議論も実は内々ですけれども、再三にわたってさせていただいております。ただ、いずれにしましても、繰り返しますけれども、これからの北海道電力という会社がどういう形で進むのかということがきちんと整理された中で、奈井江町に対する支援だとかということも当然事業体としては出てくる話ですので、そのことは、きちっと関係性を維持しながら、これからも進めていかなければならぬというふうに思っています。そういうことも背景としてあるときに、砂川のJRの東口の話のように、これは、砂川市自体がまちづくり全体の課題の中で、かなり応分というか、かなりの財政負担を伴うことを了承した上での要請をしているわけですので、そういうことをきちんと奈井江町としても踏まえて、北海道電力さんに要請できることがあるのであれば、私も先頭になって向かっていきたいと思っておりますが、現下の状況では、まだその状況にはないと私は感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長
大関議員。

(11時07分)

●2番
ありがとうございました。

なかなか難しい課題だということが本当に分かりました。しかしながら、やっぱりこの発電所の今後については、町民といろいろと議論をしていかなければならない課題の一つだと思われるので、この点については、いろんな場面で検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

●議長
大関議員の一般質問を終わります。
ここで、この時計で20分まで休憩といたします。

(休憩) (11時07分)

(4. 6番笹木議員の質問・答弁)

(11時19分)

●議長
休憩前に引き続き会議を再開いたします。
引き続き、一般質問を行います。
6番、笹木議員。

(6番 登壇)

●6番
6番、笹木利津子です。
通告に従ひまして、町長に2点、質問させていただきます。
初めに、複合型災害への備えと避難所運営についてお伺ひいたします。
7月豪雨、またこのたびの台風10号など、近年の自然災害は、多数の犠牲が出て、被災された皆様にまずは心よりお見舞いを申し上げます。
質問に入ります。

北海道版避難所マニュアル改定に伴う本町における避難所運営について、本年5月マニュアルの改正が行われ、平成30年胆振東部地震災害検証委員会からの提案や厳冬期における避難所運営訓練の結果を踏まえるとともに、新型コロナウイルスを含む感染症対策が加わり、改正になったところであります。避難所の開設には、可能な限り多くの避難所と合わせて親戚や知人宅などへの避難検討、自宅療養者等の避難検討、避難所の

衛生管理では、スペースの確保と記載があります。奈井江町としても、北海道版避難マニュアルに沿って、今後改正されると思いますが、多くの避難所開設が求められた場合、これは、避難所において最低1メートル間隔を実施した場合にはなりますが、未だ収束が見えないコロナ感染症の状況も踏まえ、感染症対策としてのスペースを確保した場合、現状の避難所に何人収容できるのかお伺いいたします。

当然のことですが、町として、指定している避難所の収容人数よりかなり少なくなると思います。そこで、自宅避難や知人宅避難なども検討していかなくてはいけないと思いますが、このことについての検討や周知についてお伺いいたします。

また、今後の避難訓練とマニュアル作成についてお伺いいたします。

8月26日、新型コロナウイルスなどの感染症対策に対応した避難所開設訓練が実施されたことを報道で読ませていただきました。町職員16名が参加しての訓練ですが、感染症対策が加わった訓練ということで、皆さん大変ではなかったかと思います。ただ、実際に災害避難が行われる状況が起きた場合、各避難所でトラブルが起きないように、リーダーシップを取り、町民の皆さんを誘導していただく、大事な役目を担っていただくための訓練と認識しております。当然人員配置も各避難所数名になると思います。その方たちが訓練を重ね、適切な避難誘導をしていただくことを希望しております。また、マニュアル作成の見直しを進めていただいていると思いますが、いつ頃をめどに考えているのかお伺いいたします。

以上、複合型災害への備えと避難所運営について町長にお伺いいたします。

●議長
町長。

(11時23分)

(町長 登壇)

●町長

まず、笹木議員の1点目、複合型災害への備えと避難所運営ということであります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、北海道版の避難所マニュアルについても5月に改正をされたということで、このマニュアルに準拠して、避難所運営について進めていくこととしておりますけれども、本町におきまして、新型コロナウイルス感染防止のための対応マニュアルについては、6月に作成したということであります。

また、感染症対策を考慮した避難所の想定収容人数でありますけれども、8か所の指定避難所において、2020人を想定しておりましたけれども、これが930人ということで、5割を切る状況となっております。災害の内容においては、複数の避難所を開設しなければならないことも想定されますし、ご指摘のとおり、本部対応の人員、現場対応の人員を考えると避難所を運営する職員が不足するのが現実であります。大きな課題であり、国や道の支援に加えて、地域住民の皆さんの協力というものもこれは欠かせないということになっております。関係機関との連携を図ってまいりたいというふうに思

っています。このようなことから、広報8月号でも周知いたしましたけれども、分散避難という新しいイメージが重要となってまいります。安全な場所にいる人は避難所に行く必要がないこと、避難先は、避難所や避難場所に限るものではなく、安全な親戚、知人宅なども避難所となり得るということ、そのようなことについて、それぞれの立場でご理解をいただくために、これからもホームページですとか、広報等による定期的な周知、啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

今回の感染症対策では、様々な避難所用の備蓄品が導入されました。これら備蓄品の仕様手順の確認と感染症対策をした中での避難者の受入れ方法を確認するために、ご指摘のとおりでありますけれども、北海道の支援を受けて、職員による避難所開設訓練をみなクルで8月26日に実施をさせていただきました。当日は、一般避難者と体調不良者の動線のほか、密を防ぐための避難スペースのレイアウト等を確認しており、道危機対策課からも一定の評価をいただいたところであります。今後も継続した訓練を行うとともに、道のマニュアルも随時見直しが行われている中でありますけれども、状況を確認して、感染対策に対応した奈井江町版避難所マニュアルについて、今年度をめどに作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

●議長

(11時26分)

笹木議員。

●6番

ただいま町長から答弁をいただきましたけれども、私が質問したポツ1、2の共通の課題が避難場所確保の問題かと考えております。定められた基準を満たす施設、これは本当に大変だなと思っているんです。避難所開設職員の人数も今ほど町長から答弁がありましたけれども、箇所が増えても、そこにそれだけの職員の人たちが配置できるかといったら、それも大変なことだという、困難な状況かとも思います。ただ、今回の台風10号でも避難指示、また避難勧告、随分出ました。多く発令された中で、避難した住民が避難所に向かって、避難所が満員で、入れない状況が出たという報道も入っております。先ほど町長の答弁で、8か所、2,020人の収容できるであろう人数が、今回の感染症対策を踏まえると930人、半分以下ということでありますから、当然、新しく新設というか、改めての避難所も考えていかななくてはいけないんでしょうけれども、そこもまた大変な状況かなとは思っているんです。そこで、すごく大事になってくるのが、今町長がおっしゃった分散避難です。ここら辺の認識がまだまだ町民の皆様が認識がとても薄いんだと思うんです。災害がありました、警報が鳴りました、そのときには、指定されている避難所にみんなが駆け走って行って、じゃあ、職員の人々が待っていて、避難してくれるだろうという、ある意味そういう感覚の方が町内多数、多くの方がそんな感覚ではないかなと思うんです。ですから、自宅避難とか、知人宅避難というのは、今から、本当にしっかり周知をしていただいて、ああそうなんだと、避難所じゃなく

て、私はここのうちに、私はじゃあ家でというような認識を町民一人一人がしっかり持てるように、この周知は本当に大事だと思いますので、おこなっていただきたいと思います。

実は通告にはないんですけれども、現在休館しているないえ温泉施設、相当数の避難所になるなというふうに、ちょっと考えまして、検討することも考えられるのか、ここは町長の所見で伺いたいと思います。

それにしても、沖縄などが、台風来る前に、もう全てのホテルに事前に避難して、ホテルがもう満員だと、避難でホテルが満員になったのは今回が初めてですというような報道もありました。

ある施設ですので、考えたら広いですから、使えるものだったらすごいことになるんだろうけれども、そこにはまた様々な、そこに至るまでには整備も必要ですし、ただ素人考えでいうと、電気と水道があれば何とか避難所にはなるのかな、お風呂は別に使えなくても、温泉は使えなくても、そんなことを考えながら今回質問を考えさせていただきました。ここは所見でお願いしたいと思います。

●議長

(1 1 時 3 0 分)

町長。

●町長

すいません。再質問の部分は全部所見でしかしゃべっていないので申しわけないんですけれども、まず、分散避難ということをしっかりと周知しなさいということであります。私どもも今回26日にやってみて、担当のほうでもしっかりと押さえてくれていると思いますが、実感したのは、本当に第1次避難所、第2次避難所みたいな形での区分けが必要になってくるねということなんです。避難の状況にもよりますけれども、私どもが今イメージしているのが、第1開設所としての最初に文化ホールやみなクルでの避難受入れ、その次に、例えば体育館ですとか、地震のときだったら、社会教育センターでもいいんですけれども、洪水マップの関係でいくと、社会教育センターは適さないといういろんな条件があるということです。第3開設所としての学校の体育館だとかについても同じです。高校の体育館は使うことができますけれども、小中学校は洪水時では無理だろうな。そこでどうやって分散をして、避難を受け入れるかとか、正直言って、それぞれのレイアウトをして作らなければならないので、これからの作業になるということは、正直そのままお伝えをしたいと思います。

文化ホールについて、150人の想定だったものが50人になるわけです。みなクルについても、80人の想定が40人になるというようなことがあって、いろんな課題が現出をしてくる。もう一つ言いますと、分散避難ということをしたときに、実は、行政側として避難されている状況を把握するというのは極めて難しくなります。親戚のうちに避難しましたよ。うちは平屋のそこだけれども、隣が2階なのか3階なのか、しっかりしているので、隣に避難しましたよ。その状況を把握して、次にどうやって支援を

するかということの手立てというのがもっと難しくなっていて、それらをまさに地域包括ケアというような仕組みの中でネットワークしていくことが課題なんですけれども、これこそ本当に至難の業だなというふうに思っています。ただ、そういうことも想定した、具体的に出せるかどうかは分かりませんが、そういうことを意識して防災計画というのはこれからつくらざるを得ない時代になってきているのかなというふうに思っております。

すいません。答弁漏れがあるかもしれません。後でご指摘いただければと思いますが、構造改善センターについては、先ほど言った930人の中に含まれております。ただ、温泉施設のほうは入れていませんが、構造改善センターについては130人収容できる予定ですが、これも、感染症対策を想定した場合、60人ぐらいしか入れないというキャパなんですけれども、これらについては一応想定をさせていただいていますが、これはこれでまた道の防災マップの中で、1回もおかけさまでありませんが、土砂災害の危険箇所の指定と若干かぶっているところもあるんです。ですから、本当にこういう災害のときには、ああいう災害のときにはということで、変わっていくということが、これまた住民の皆さんにどこまで理解いただけるのかということも非常に難しいものだと思います。そういう意味で、まずはここに行ったらということで、さっき言った第1避難所がみなクルであったり、文化ホールだったり、その次は、間違いなく体育館行ったら何とかなるんだねとあって、そういうような形のというのがやっぱり進める側も意識しなきゃいけないし、町民の皆さんにもしっかり伝えていかなきゃいけないのかなというふうに思っています。

繰り返しますが、何よりも町民の皆さんが、それぞれが自覚して避難行動を取ることが本当に今回も含めて求められている時代、行政が指導してこっち行きなさいということじゃなくなっているのかなというふうに、私自身は所見でございますが、思っていますので、そのために、皆さんが広報等々で少しでも理解を進めていただくことが第一かなと思っています。答弁になるかどうか分かりませんが、所見とさせていただきます。

●議長

(11時34分)

笹木議員。

●6番

じゃあ、誠にという感じですよ。今ほど再質問、答弁いただきましたけれども、状況の把握をしっかり町全体を押さえるというのは現実本当に難しいことなんだと思います。ただ、私たち町に住んでいる一人一人が災害が起きたときに、ある意味自己責任というか、自分はどう避難したらいいのかなという考える道筋というか、そういう部分の認識がすごく大事なんだと思うんです。何でも誰か任せというのではなく、自分でしっかり考えるということも大事だというふうに思っています。大変かと思いますが、今行われている避難訓練をまた重ねていただいて、災害が起きたときにしっかり町

民の安心、安全を守っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

質問の2点目、子宮頸がん予防ワクチンについてお伺いいたします。

子宮頸がんワクチンは、平成25年6月に厚生労働省より積極的な接種勧奨の一時差し控えが決定された以降は、勧奨を抑えている状況であります。その後、平成29年12月に、国の厚生科学審議会副反応検討部会では、ワクチン接種後に生じた症状に苦しんでおられる方に対しては、引き続き寄り添った支援を行うべきとされ、また、ワクチンについて、安全性や有効性の情報をよく理解していただくことが必要であり、そのための情報提供を充実すべきであるとされました。また、平成30年1月に、情報を求めている方に対して、市町村から情報提供として接種を検討している、もしくは受けるお子様と保護者の方へ、また医療従事者の方へと3種類のパンフレットをホームページ上に公表しております。そのほか、副反応追跡調査結果やQ & A方式で疑問にも答えています。

日本産婦人科学会によりますと、子宮頸がんは若い女性がかかるがんの中では、乳がんに次いで多く、年間1万人近くの女性が罹患し、約2,800人も女性が亡くなっております。また現在、世界の80か国以上においてワクチンの国の公費助成が実施されているとのことです。平成25年6月14日に厚労省から自治体宛てに、接種の積極的な勧奨とならないように留意することと勧告が出たことで、ほとんどの自治体がA類、定期接種ワクチンの個別通知を止めてしまい、結果として、罹患するリスクが導入以前に戻ってしまったとうかがえます。

予防接種法第6条に、対象者への周知等を行うとともに、接種機会の確保を図るとあります。近年自治体では、これらを行わないことで、将来市町村の不作為が問われる可能性も否定できないと、様々な動きが出てきました。例えば、定期接種の権利がなくなる高校1年生の女子に対して、費用助成期間終了の通知を発送したり、また、小樽市では、厚労省の最新情報を丁寧にホームページに載せており、最後に、なお書きで、WHO世界保健機関が安全宣言とともに、接種を強く推奨していることに加え、日本国内でも産婦人科学会、小児科学会を初めとする専門17団体が共同で接種を支持する声明を公表しています。と国内外の情報を市民に伝えております。

子宮頸がんの罹患年代は、妊娠、出産、子育てのピーク時と一致し、少子化にも影響しております。現在、奈井江町のホームページには、国の最新情報が反映されておられません。町民に最新情報を伝え、ご家庭での性教育及び接種判断をしていただく上で、また、20歳からの子宮頸がん検診の認識につながるよう環境づくりが必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

また、20歳以降、2年に1回行われている子宮頸がん検診ですが、町内における受診者数と罹患者数についてもお伺いいたします。

●議長
町長。

(11時40分)

●町長

笹木議員からの2点目、子宮頸がんの予防ワクチンについてのご質問であります。子宮頸がんに関しましては、年間約1万人が罹患し、さらに多くの命が失われており、近年においては、50歳未満の若い世代での罹患の増加が問題となっております。

子宮頸がんの死亡を減らすためには、HPV、ヒトパピローマワクチンの接種と子宮頸がん検診の両者による予防対策を行うことが有効であります。一方で、HPVワクチンに対しましては、ご指摘のとおりであります痛みや腫れ、運動機能の障害など、多様な症状が報告されたことから、国の方針により、積極的な接種勧奨を一時的に差し控えるべきとされております。

1点目の子宮頸がんワクチンの情報提供についてですけれども、当町では、政令で定める標準的な接種期間の対象となります中学校1年生女子の保護者に対し、毎年子宮頸がんワクチン接種について個別の案内をさせていただいております。案内には、積極的な勧奨は控えているが、接種は可能であること、厚生労働省が平成30年に作成しているリーフレットを同封し、保健センターにおいて随時相談を受けていることを周知しており、個別に丁寧な相談対応に努めております。

一方で、国の動きとして、新しい子宮頸がんワクチンの製造販売承認、小児科学会等の各関係団体における厚生労働省へのHPVワクチン接種積極的勧奨再開に関する要望書の提出、リーフレット改訂の検討など、国の動きがあることについても承知をしております。今後におきましても、国の動きを踏まえて対象者への案内やホームページの掲載方法を工夫するなど、適切な情報提供を行い、対象者及び保護者がワクチンの有効性を理解しつつ、接種について検討、判断できるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の検診件数と罹患数についてであります。まず子宮がん検診について、平成29年度251人、30年度213人、令和元年度は143人となっております。令和元年度より国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づいて乳がん検診と同様、2年に1回の受診間隔としたために、例年と比較すると減少しておりますけれども、本町の独自施策として超音波検査をセットで行うことで、子宮や卵巣のがん以外の疾病の早期発見を守ることができております。

また、二十歳からの子宮がん検診の受診につながるよう、20歳を迎えた女性を対象に、子宮がん検診のクーポン券を発行し、若年者に対する受診勧奨を行っております。

子宮がんの罹患数であります。過去5年間の子宮がん検診受診者の中で、精密検査対象となり、がんと診断された方は3名と少ない状況であります。

また、死亡率に関しましては、平成18年から27年度の年齢調整等を行った標準化死亡比、国を100とすると、北海道が101.6、当町は77.0と低めであり、検診体制等により一定の効果が出ているものと思われれます。

子宮がんの罹患や死亡率の低下に向けて、今後も国の動きを踏まえ、HPVワクチンに関する正しい情報提供と20歳からの子宮がん検診受診の重要性を広く周知し、子宮がん対策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

●議長

(1 1 時 4 4 分)

笹木議員。

●6番

今ほど町長から答弁いただいたところですが、この子宮頸がんワクチンの接種の再開については、現在副反応と称して訴訟が起きている、国で起きている結果を厚生労働省では見守っている状況だというふうに伺っています。事実、この副反応に関しては、近隣市で発症事例があり、受診する方も神経質になっているのは私も理解をしておりますが、一方、子宮頸がんワクチンの安全性と併せて20歳からの検診を少し切り離して、細胞診と、今ほど町長おっしゃいましたけれども、HPV、これはヒトパピローマウイルス感染ですけど、この検査の併用で、9割以上の予防ができるということでもあります。ですから、がん検診に来ていただいたときに、1度の検診で、両方できるということでもあります。この併用検査の認可をさせるべき動きも今の大きく出てきているようでもあります。ぜひそうなっていたらなと私自身も思っております。

併用検査のメリットとしては、がんの見逃しがほぼほぼゼロになるということ、このような動きを捉えたことに加えて、私もこの質問をさせていただいて、随分、数年になりますけれども、今回改めての質問としたのは、子宮頸がんというのは、今ほどの町長の答弁と私の質問の中に出てきた検診をしっかりすることによって、100%防げるがんだということ、本当に思うんです。ですから、検診で見つかった異形性からがんに行き渡るまでに5年も10年もかかる、ですから、ちょうど、なぜ小学校6年生からでも、5年、10年たったときに、ちょうど妊娠、出産、子育ての大事な時期に発症するという危険を回避するためと、私自身はそういうふうに今回の予防ワクチンについては認識しているんです。

特にまたがん検診の受診率も伺いました。特に若い方の検診が子宮がん検診に関してはどうなのでしょう。今人数は伺いましたけれども、なかなか私の周りの知人では、本当に20歳からといっても、子宮がん検診には、なかなか進んで行っていないような状況も見受けられるんです。町としても本当に頑張って受診していただいているんだなというような今報告受けましたけれども、何とか若い方に健康、また幸せな人生設計、そんなためにも受診していただくのが望ましいのですけれども、町長、この点について伺いたいと思います。

●議長

(1 1 時 4 8 分)

町長。

●町長

見解をと言っても、まさにおっしゃるとおりとしか、結論からいうとそのとおりなん

ですけれども、おとついの新聞だったと思います。どこの大学だったか忘れましたが、国内の大学ですけれども、血液検査をすることによってがん細胞が壊れていったときに、それによってどういうがんに罹患している可能性があるかということも発見する技術ができた。それが一般化されるには、これから何年もかかることなんでしょうけれども、とにかくがんに対する研究というのは、どんどん日々進んでいるわけですが、例えば北海道新聞等々でもそうですけれども、がんになった人たちの本人の問題、家族の問題、ずっとシリーズ取り上げられてきています。

私が言いたいのは、なかなか、特にこの子宮頸がんとか、今議員がおっしゃるとおり、予防できるといいますか、早めに対処すれば死に至らないという病気であるにもかかわらず、そこに対する関心度が低いということの裏返しなのかなというふうに思っています。だからこそ、HPVワクチンについてですが、例えば積極的な接種勧奨を一時差し控えるということによって来ていますけれども、予防接種法に基づく定期接種の対象であることには変わりがない。対象者がワクチンの安全性とか有効性、副反応の可能性をしっかりと理解した上で接種を希望する場合は接種することができるということであります。

奈井江町としても、国から示されるワクチン接種に対する情報や専門家による分析評価の見解を踏まえて、必要な情報提供を継続して進めていきたい。そして希望者には接種について体制を整備したいというふうに思っております。ただ、やはり、根っこは、それぞれがしっかり本当にがんということを理解してもらうことだと思っていますので、本当にこれは保健師活動だとかということの中で、少しずつ、単純に広報等々ではなかなか理解を深められないのが現実ですので、そういうような形でやってくれていると思っていますし、これからもそれを継続していくことしかないのかなというふうに思っています。明確な答えにはなりませんけれども、また1つずつ進めていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

●議長

(11時50分)

笹木議員。

●6番

そうですね。全くそうです。私、今回改めて子宮頸がんワクチンの質問させていただいたんですけれども、様々な今回の質問に対して勉強する中で、がん検診って、子宮がんに限らず、本当に検査方法がすごく変わってきていると。先ほども言いましたように併用の検診、これ、絶対認定してもらいたいなと思っていますけれども、いいときにまたこの質問をさせていただいたなというふうに私自身は思っています。この様々な検診の変化に合わせて、今ほど町長も答弁にありましたけれども、本当に理解を深めいただくための努力をまたお願いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

●議長

笹木議員の一般質問を終了いたします。

以上で、町政一般質問を終わります。

昼食のため、この時計で1時まで休憩いたします。

(休憩) (11時52分)

日程第7 報告第1号の上程・説明・質疑

(12時57分)

●議長

1時より再開と申しあげましたけれども、皆さんおそろいですので、会議を始めさせてもらってよろしいですか。

(異議なし)

●議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7、報告第1号「補助団体監査結果報告について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第3回定例会、質疑お疲れさまです。

議案書の1ページをお開きください。

報告第1号「補助団体監査結果報告について」。

地方自治法の規定により、令和元年度に町が補助金を交付した団体の監査をした結果について監査委員より報告があったので、これを公表する。

令和2年9月8日提出、奈井江町長。

本件につきましては、詳細については別冊で配付をしてございますので、後ほどご参照いただきたいと思います存じますが、令和元年度に財政援助を行いました57事業のうち、少額補助金等を除く40の事業について、監査が行われ、各事業とも、町の補助を確実に収納し、目的に沿った執行がなされているとの報告があったところであります。

以上、ご報告申し上げます。ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第1号を報告済みといたします。

日程第8 報告第2号の上程・説明・質疑

(12時59分)

●議長

日程第8、報告第2号「令和2年度に公表する健全化判断比率について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書2ページをお開きください。

報告第2号「令和2年度に公表する健全化判断比率について」。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和2年9月8日提出、奈井江町長。

本件につきましては、令和元年度決算に基づき、赤字額の規模を示す実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字が生じていないことから、該当なしであります。

また、公債費の負担を示す実質公債費比率については12.8%、将来における負債の負担を示す将来負担比率については56.4%であり、いずれの比率につきましても早期健全化基準を下回っております。

以上、ご報告申し上げます。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第2号を報告済みといたします。

日程第9 報告第3号の上程・説明・質疑

(13時00分)

●議長

日程第9、報告第3号「令和2年度に公表する資金不足比率について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書3ページをお開きください。

報告第3号「令和2年度に公表する資金不足比率について」。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和2年9月8日提出、奈井江町長。

本件につきましては、令和元年度決算における公営企業の資金不足の規模を示すものであり、下水道事業会計では、資金不足は生じておりません。病院事業会計では、資金不足比率6.2%となりましたが、早期健全化基準20%を下回っている状況でございます。

以上、ご報告申し上げます。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第3号を報告済みといたします。

日程第10 報告第4号の上程・説明・質疑

(13時02分)

●議長

日程第10、報告第4号「令和2年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書4ページをお開きください。

令和2年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、次のとおり報告する。

令和2年9月8日提出、奈井江町長。

本件につきましては、教育委員会からの報告に基づき提出をしております。概要につきまして、教育委員会の事務局長より説明させますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長

教育委員会事務局長。

●教育委員会事務局長

第3回定例会ご出席、大変お疲れさまでございます。

別冊でお配りしております令和2年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書につきまして、ご報告をさせていただきます。

1ページ目をご覧願いたいと思います。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告を行うものであり、7月30日に開催いたしました外部評価会議において、各委員からいただいた意見をまとめたものであります。

点検及び評価の対象項目につきましては、令和元年度教育行政執行方針に示しました施策の柱8項目に基づき実施した事務事業からなっております。

3ページをお開きください。

1つ目の学校教育を充実しますでは、4ページから7ページにわたります8つの事業に対し、それぞれ自己評価を行い、外部評価委員からの意見を7ページに記載しております。

基礎学力の定着について、公設塾で早急に効果が発揮されるものでなく、家庭学習の習慣を小学校から始め、中学校へとつなげていくことが理想的であり、子供たちへのきっかけづくりとモチベーションを上げながら取り組むことが必要、また、コミュニティスクールは設立してからの活動が重要であり、拙速に設立するのではなく、様々な

活動が図られるよう議論を深めてくださいとのご意見をいただいております。

2つ目の豊かな心と健やかな体の育成を推進しますでは8ページから10ページにわたる6つの事業に対し、外部評価委員からの意見を次ページに記載しておりますが、挨拶運動やいじめ防止など、取組みの柱となるのは道德教育であり、こうした活動と関連づけ、学校と連携し、取組みを進めてください。

今後、広域化による給食運営となるが、砂川市や砂川市に配置されている栄養教諭と連携を図り、食育推進を願いますとのご意見をいただいております。

11ページをご覧ください。

3つ目の快適な学習環境の整備を推進しますでは、2つの事業に対しまして、ICTの活用が図られ、子供たちがプログラミング教育を楽しみ、学びを深めていけるよう取組みを進めてくださいとのご意見をいただいております。

12ページをご覧ください。

4つ目の多様な教育機会の支援を推進しますでは、3つの事業に対しまして、外部評価委員からの意見を13ページに記載をしておりますが、就学援助事業や給食費助成について、支援を必要とする家庭へのサポートを行い、児童、生徒に適切な教育環境が提供されるよう継続を願います。町外の高校に通う子供たちへの支援を含め、公平性を持った取組みが必要と考え、この取組みが難しい場合、高校支援の見直しやスリム化を図ることも必要と考えるところとのご意見をいただいたところであります。

5つ目の子どもの健全な育成を推進しますでは、15ページにわたります、4つの事業に対し、子供や保護者の子供の権利に関する条例に対する認知や理解をアンケートにより把握するなど、振り返る活動も必要であり、パンフレットを活用しながら、活動を進めてください。芸術鑑賞会は、マナーを学ぶことや本物に触れる機会など、奈井江町の教育の魅力の一つであり、今後も継続を願います。子供たちが生の芸術に触れる機会は継続願いたいとのご意見をいただいたところであります。

6つ目の生涯学習活動を推進しますでは、18ページにわたります8つの事業に対しまして、公民館講座は、高齢者を初め、多くの方が家から出て活動する機会につながる。

今後も工夫をしながら事業実施を願います。新型コロナウイルスの関係で、本の貸し出しに対し、多くの方が触れていることを気にする人もいます。感染対策に取組み、安全に利用できることをお知らせしながら活動の継続を願いますなど3点について、ご意見をいただいております。

7つ目の楽しく参加できる生涯スポーツを推進しますでは、20ページにわたる4つの事業に対し、歩こう会を初め、町民の健康づくりのきっかけづくりとして、イベント内容を検討し、様々な企画を提案してくださいとのご意見を頂いております。

8つ目の個性豊かな芸術文化を推進しますでは、21ページにわたります2つの事業に対し、町が誇るコンチェルトホールの利活用を図り、町民への文化芸術の提供に努めてくださいとのご意見をいただいたところであります。

以上が、令和2年度教育委員会事務事業の点検及び評価の結果報告であります。

各各項目における外部評価委員からいただいた意見を受けとめ、今後、事業内容の充

実や改善に役立てながら、教育行政を推進してまいりたいと考えております。

以上、報告書の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許可します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第4号を報告済みといたします。

日程第11 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (13時09分)

●議長

日程第11、議案第1号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書5ページをお開きください。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」。

専決事項は、令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第7号)であります。

第1条において、歳入歳出それぞれ132万円を追加し、総額をそれぞれ53億5,568万1,000円とするものであります。今回の補正予算につきましては、高島排水機場の内水計更新によるもので、8月4日付で専決処分を行っております。

令和2年9月8日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明いたします。9ページをお開きください。

第6款1項5目の農地費排水機場維持管理事業に要する経費では、高島排水機場の内水計が経年劣化により計測困難となったため、更新費用132万円を追加計上しております。歳入において、財政調整基金繰入金と同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をよろしくお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決 (13時11分)

●議長

日程第12、議案第4号「奈井江町児童館設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書34ページをお開きください。

議案第4号「奈井江町児童館設置条例の一部を改正する条例」。

令和2年9月8日提出、奈井江町長。

本案につきましては、町内に3館ある児童館のうち、東町児童館を本年10月1日から廃止することといたしたく、提案するものであります。

東町児童館につきましては、昭和45年に建設され、築50年を経過する中、必要な大規模改修等を行い維持管理をしておりましたが、老朽化が著しく、利用者の安全確保が困難となっている状況であります。また、近年、利用者が極めて少なく、利用者のない開館日が約半数を占めている状況を踏まえ、利用児童の保護者や東町連合区、さらには子ども・子育て会議において話し合いを進めた結果、児童館の廃止について協議が整ったところであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

本案は、地方自治法第245条の2第2項の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。また、その場合は議長も表決権を有します。表決権を有するただいまの出席議員数は9名であります。

これより、議案第4号を起立により採決をいたします。本案に、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長

ご着席ください。

起立9名であります。

議案第4号は、3分の2以上の賛成者がありましたので、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 5 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 3 時 1 3 分)

●議長

日程第 1 3、議案第 5 号「奈井江町コミュニティ会館設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 3 5 ページをお開きください。

議案第 5 号「奈井江町コミュニティ会館設置条例の一部を改正する条例」。

令和 2 年 9 月 8 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、町内に 3 館あるコミュニティ会館のうち、東町コミュニティ会館を本年 1 0 月 1 日付で廃止することといたしたく提案するものであります。

同会館につきましては、平成 2 年の建設後、東町連合区が管理をしておりましたが、近年利用が極めて少ない状況にあることに加え、今般屋根の大規模修繕が必要と判明したことから、今後の利用見通しと修繕の住民負担等を勘案し、地域と協議を行った結果、会館の廃止について協議が整ったところであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

本案は、地方自治法第 2 4 5 条の 2 第 2 項の規定により、特別多数議決の案件であり

ますので、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。また、その場合は議長も表決権を有します。表決権を有するただいまの出席議員数は9名であります。

これより、議案第5号を起立により採決をいたします。本案に、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長

ご着席ください。

起立9名であります。

議案第5号は、3分の2以上の賛成者がありましたので、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決 (13時16分)

●議長

日程第14、議案第6号「奈井江町中小企業振興補償融資感染症対策基金条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書36ページをお開きください。

議案第6号「奈井江町中小企業振興補償融資感染症対策基金条例」についてご説明申し上げます。

令和2年9月8日提出、奈井江町長。

本基金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、本町における感染症の影響を受けた事業所向けの中小企業振興補償融資の利子補給に充てるため、地方自治法の規定に基づき設置するものであり、原則として令和7年度末までの利子補給の財源とするものであります。

第2条では、基金として積み立てる額は一般会計の歳入歳出予算の定める額とし、第3条から第5条において積立金の管理運用について項目を設けております。

第6条では、第1条に規定する費用に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる旨を定めております。

以上、「奈井江町中小企業振興補償融資感染症対策基金条例」についてご説明いたし

ました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決 (13時18分)

●議長

日程第15、議案第2号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書10ページをお開きください。

議案第2号「令和2年度一般会計補正予算(第8号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ1億8,152万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ55億3,720万7,000円としております。第2条では、歳入における臨時財政対策債の金額の確定により、限度額の補正を行っております。

令和2年9月8日提出、奈井江町長。

補正予算の内容について、歳出よりご説明いたします。

18ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費では、生活交通（対策）に要する経費として、町営バスの運行ルート拡大に伴う標識の購入費を30万円を追加計上、地域協働推進に要する経費では、東町コミュニティー会館の廃止に伴う雪止め設置費用32万2,000円を追加計上、19ページにわたります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に要する経費では、2次配分の追加実施分として、公共空間安全安心確保事業の拡大のほか、大学生等を持つ家庭への支援を行う学びの継続支援事業などを新たに追加し、10事業で総額1億2,884万9,000円を追加計上しております。

19ページ中段の10目地域振興基金では、ご寄附による積立金で45万円を追加計上、17目中小企業補償融資感染症対策基金では、新型コロナウイルス関連事業として実施する利子補給の今年度負担分として、積立金609万7,000円を追加計上しております。

20ページ、2項2目の賦課徴収費では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う製造業等への影響を見込み、法人税の過誤納還付加算金で、2,308万円を追加計上、3項1目の戸籍住民基本台帳費では、マイナンバー関連の戸籍附表システム改修委託料382万8,000円、同じく住民記録システム改修等負担金178万円を追加計上、21ページをお開きください。

3款1項1目の社会福祉総務費では、障がい者自立支援給付基準の改正に伴うシステムの改修負担金、178万7,000円を追加計上、福祉バスの運行に要する経費では、バスのエアコン修繕料22万6,000円を追加計上、2目の国民年金費では、年金生活者支援給付金業務に係るシステム改修負担金7万7,000円を追加計上、22ページにわたる2項1目の児童福祉総務費では、学童保育事業に要する経費として、国の新型コロナ感染拡大に関する特例給付金を活用し、感染対策消耗品、庁用器具備品購入費で23万7,000円、令和元年度分精算による子ども・子育て支援交付金償還金で13万5,000円を追加計上、22ページ中段、障がい児通所支援に要する経費、下段の子育て支援事業に要する経費、23ページにわたります2目児童手当の支給に要する経費、23ページの4目認定こども園の管理運営に要する経費では、それぞれ令和元年度分の精算による交付金の償還金を計上しております。

23ページ中段、3目子育て支援センターに要する経費では、学童保育事業と同様に、国の新型コロナ対策事業を活用し、感染症対策消耗品9万4,000円を追加計上しております。24ページにわたる6款2項1目の林業振興費では、林業作業員の確保、長期就労の促進に係る人材育成協議会賛同金1万6,000円を追加計上しております。

7款1項1目の商工業振興費では、新型コロナウイルス関連事業である中小企業振興

補償融資の特別融資の追加により、114万円を追加計上、4目の地域交流センター費では、道の駅の自動ドア修繕料42万1,000円を追加計上しております。

25ページにわたる8款2項1目の道路維持費では、町道維持補修業務事業量の増により、委託料440万円を追加計上、25ページ、3項2目水防費では、防災に要する経費で、新型コロナウイルス関連事業として、指定避難所の消毒資材備蓄の増強により、698万2,000円を追加計上、10款1項2目の事務局費では、6月定例会にて新型コロナウイルス対策として補正済みの公立学校情報通信機器整備事業の一般財源1,943万1,000円について、臨時交付金への財源振替を行っております。

26ページにわたる2項1目学校管理費でのその他小学校の管理事務に要する経費では、国の学校保健特別対策事業を活用した学校再開に伴う支援として、消毒用アルコール、水道蛇口の交換等のほか、大型テレビ、本の雑菌消毒器の購入で、合わせて206万4,000円を追加計上、26ページ、2目の教育振興費のその他小学校の教育振興に要する経費では、ご寄附による児童用図書購入費10万円を追加計上、3項1目学校管理費のその他中学校管理事務に要する経費では、小学校同様学校再開に伴う支援として、パーティション、消毒用アルコール等消耗品のほか、教室用プロジェクター、スクリーン等の備品購入で、合わせて206万9,000円を追加計上、27ページにわたる6項3目学校給食費では、令和元年度決算、令和2年度当初の人事異動による人件費の精査を行い、負担金474万3,000円を減額計上しております。

続いて、歳入についてご説明をいたします。

15ページをお開きください。

9款地方特例交付金では、金額の確定により、94万1,000円を追加計上、10款地方交付税では、普通交付税の確定により、4,302万1,000円を追加計上、16ページにわたります14款の国庫支出金では、2項1目において社会保障税番号システム整備費補助金556万8,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次配分追加実施分として、1億3,984万7,000円、2目において、障がい者総合支援事業費補助金で77万6,000円、子ども・子育て支援交付金で33万円、16ページ、5目において、学校保健特別対策事業補助金で200万円、3項2目において、年金生活者支援給付費事務費委託金で7万7,000円をそれぞれ追加計上しております。

16ページ中段の16款の財産収入では、給食配送車売却による売払い収入16万5,000円を追加計上、17款の寄附金では、岡澄様、川筋フサエ様、株式会社昭和プラント様、匿名希望の方1名からのご寄附により、45万円を追加計上。

17ページをお開きください。

20款5項1目の雑入では、令和元年度分精算による障害者自立支援給付費障害者医療費負担金の国・道追加交付金合わせて341万2,000円を追加計上しております。

21款1項4目の臨時財政対策債では、金額の確定により、304万1,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差1,810万2,000円については、財政調整基金繰入金

を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

5番、石川議員。

●5番

災害時における避難所での新型コロナウイルス感染防止のための4品目について確保状況を伺います。

国では自治体に避難所で必要となる4品目、マスク、消毒液、間仕切り、段ボールベッドのことでありますが、個数を想定して確保するよう促しております。どのようにこれを算出するかは自治体に委ねておりますが、奈井江町は必要数をどのように把握し、算出しているのか、また、このたびの臨時交付金2次配分計画の実施により、必要数がどれぐらい確保できるのかを伺いたいと思います。

●議長

総務課長。

●総務課長

定例会出席大変ご苦労さまでございます。

今の石川議員のご質問でございますが、先般1か月ほど前にアンケート調査がございまして、その回答をさせていただいたところですが、今、うちのほうで実想定必要数でございますが、みなクル、文化ホール合わせて51張りのプライベートテント、これは、縦横2.1メートルで高さ1.4メートルでございますので、これは、仕切りという形で兼用できるというふうに思っておりますので、その部分、それと、社会教育センターの大ホール、体育館のアリーナ、それを含めると大体これが400張りぐらい必要というふうの実想定数は見込んでおります。ただ、今回の交付金の中では、みなクルの分、それから文化ホールの分の51張り、それから、そのほかに追加ということで、体育館、もしくは公民館で使う分として50張りを想定しまして、100張りの購入を予定してございます。

なお、それでもまだ不足分が出る形になりますので、それにつきましては、今後、令和3年度以降のまちづくり計画に位置づけをいたしまして、計画的に整備をしていきたいというふうに考えてございます。また、そのほかマスクでございますが、マスクにつきましては、備蓄1万7,000枚、窓口職員の対応するマスクを除いて避難所用で1万7,000枚を備蓄する予定でございますが、これにつきましては、現在3,000枚ほど確保してございますが、マスクについては最近流通も確保されてまいりましたので、

実は単価の状況を見ておりました。当初60円から65円程度だったものが現在20円から25円程度になっておりますので、これも大体下げ止まり傾向になってきましたので、早急に確保してまいりたいというふうに考えてございます。

消毒液につきましては、17リッター入りの缶を8缶ほど確保してございますので、避難所の対応には十分確保できているというふうに考えてございます。

以上でございます。

●議長

5番、石川議員。

●5番

今のお答えで確認ができました。その上で伺うんですけれども、それが大体の目途がつく、100%までは行きませんが、心配のないぐらい調達できるのは、大体いつ頃になる予定でしょうか。自治体によっては、5年かかる長期のところもあれば、早急に進めるというところもあります。奈井江町はどのように考えていらっしゃいますか。

●議長

総務課長。

●総務課長

今ほどのご質問でございますが、大体400張りを確保するには、交付金のほうで100張りほど確保させていただきますので、残り300張り程度になります。

それと段ボールベッドの代わりとなる簡易ベッド、その辺も考えてございますので、それを大体全部確保するには、費用としては2,000万円程度かかるとございます。それを単年度でいきますと大体500万円程度で3年か4年をかけて整備してまいりたいというふうに考えてございます。

●議長

ほかに質疑ございませんか。

3番、竹森議員。

●3番

寄附金について伺いたいと思います。いわゆるふるさと納税なんですけれども、この間、ホームページ見ますと、今年の実績について更新されておりました。それで、こういうコロナ禍において、ふるさと納税の奈井江町の実績はどうかということと、多分、返礼品で売れているのはお米だと思うんですけれども、ちょっと伺ったところによると、玄米の返礼が多いということで、それは結構なんですけれども、多分玄米だと30キロそのまま包装で送っているんだと思うんです。

やはり、町の人々の需要を考えると、30キロじゃなくて、10キロだとか20キロに小分けしながら、年間配送という形でも送れるような形にしたほうがますます伸びていくんじゃないかなと思うんですけども、それをお聞きしたいのと、今回ちょっと聞いたところによりますと、お米は奈井江町新砂川農協の地域ということで、なかなか奈井江町が出てこないということで、今回、いろいろ担当者が努力されて、新砂川農協の第1ターミナルにおいて、奈井江産のお米を別に保管して、奈井江町のためにふるさと納税などに使ってもらえるというふうに聞いたんですけど、そのことについてもちょっと詳しく分かればお知らせください。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

ただいまの竹森議員のご質問でございますが、1点目の返礼品の玄米の関係でございますが、今、奈井江町のふるさと納税としては、玄米、ゆめぴりかとななつぼしということで、元年度実績も含めて非常に一番の人気が高い品目の一つでございます。竹森議員がおっしゃるように、小分けをしてということも実は農協さんのほうともいろいろ協議をさせていただいておりますが、今、30キロの玄米が非常に人気が高いというのは、Aコープではなくて、農協さんのほうから購入をしております、非常に原価が安いということもございまして、人気を博しているのかな。これを小分けにすると、農協さんがなかなか対応しきれない。そうすると、パールライスの対応になるんですが、価格面で、なかなかメリットが出せないということなので、いろいろ検討はしましたが、農協さんにおいても基本的には30キロの袋でいこうと、今のところ計画を立てさせていただいております。

それから、農協が新砂川ということで、奈井江産という表示がなかなかできていないという部分なんですけど、これも、竹森議員がおっしゃっておりますように、2年産のゆめぴりかの特別栽培米に限ってなんですけど、奈井江産100%ということの量を確保していただくことになっております。したがって、今年度、2年産からゆめぴりかの特産米のふるさと納税用のものについては、表示の規定がございまして、奈井江産という表示はできないんですが、今、農協さんのほうで奈井江支所というような形で、表示に差し支えない形の中でふるさと納税用のシールを張って、奈井江で採れた米というものをふるさと納税のしていただいた方にPRしてまいりたいということで現在準備を進めてございますので、ご理解いただければと思います。

●議長

3番、竹森議員。

●3番

大変すばらしいことで、どんどん進めてほしいと思います。ただ、その玄米の小分けについては、いろいろネットとかテレビの報道見ますと、常に小分けして、パック詰めでやっている市町村もあります。早急に業者さんというか、農協さんと詰めていただいて費用については町と農協で折半するとか、いろいろな手はあると思うんですけども、やはり来年からやるというのではなく、気がついたらやっぱりすぐ取りかかって、幾らかでも自主財源を増やすような意味で、取り組んでいただきたいなと思います。

●議長

ほかに質疑ございませんか。

1番、篠田議員。

●1番

コロナの交付金の関係ですけれども、町立国保病院で感染症対応待合室を設けるというようなことで予算が組んであるんですけども、一般の患者さんとの動線的に支障がないのかという点と、スマホ収納という形で初期投資としての金額が載ってはいるんですけども、これは、経常経費としては今後出てこないのかという2点ちょっとお伺いしたいと思います。

●議長

町立国保病院事務長。

●町立国保病院事務長

第3回定例会、質疑お疲れさまです。

ただいまの篠田議員からのご質問にありました町立病院の感染待合の動線の関係でございますけれども、従来から町立病院、感染の可能性のある患者様、あらかじめお電話いただけた場合は、裏口から入っていただいて、従来の感染の待合として使っていた場所に移動していただくという対応を取っておりました。これに対しまして、今回、部屋のほうきちんと整理いたしますが、入り口からの動線についてはなかなか別のルートを確保することが難しいと考えております。そういったことから、これまで以上に発熱等のある方については、事前にご連絡をいただくところの周知をさせていただくことと併せまして、裏口からほかの患者様となるべく会わない形で、待合まで行っていただく形を取りたいというふうを考えております。

●議長

会計課長。

●会計課長

ただいまの篠田議員のご質問にお答えしたいと思います。スマホ収納の経常的経費

がかからないのかということでございますが、今回については、スマホ収納に関する導入を受けての経費とシステム改修というようなことでの計上させていただいておりまして、来年度からの実施ということですから、今回その経費については計上していないということでございます。

来年度から経費がかかってくるんですけども、納付書のバーコード印刷等することになるものですから、それらにつきまして、今、全て外注に出すというようなことで、検討しているんですけども、それは全部含めまして、年間240万円程度経費がかかってくるというふうに積算をしているところでございます。

●議長

ほかに質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決 (13時42分)

●議長

日程第16、議案第3号「令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書28ページをお開きください。

議案第3号病院事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第2条の業務の予定量の補正では、建設改良事業において、医局エアコンほかで950万円を追加、第3条収益的収入及び支出の補正では、収入第1款病院事業収益において500万円を追加し、総額9億3,770万7,000円、支出第1款病院事業費用においても500万円を追加し、総額10億6,115万4,000円、29ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出の補正では、資本的収入、支出それぞれ950万円を追加し、総額を1億3,037万7,000円としております。

令和2年9月8日提出、奈井江町長。

それでは、補正の内容につきまして、収益的支出からご説明いたしますので、32ページをお開きください。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算の計上であります。支出の病院事業費用特別損失の3目その他特別損失では、国から病院職員等に支給されることとなりました新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金で、1人当たり5万円の支給を見込み、500万円を追加計上、その他、収入のその他特別利益でも同額を追加計上しております。

続いて、資本的支出についてご説明いたします。

33ページをご覧ください。

資本的支出、建設改良費の1目資産購入費では、感染症防止対策備品購入費で、450万円を追加計上、2目改良工事費では、感染症対応待合室の改修工事費500万円を追加計上しております。なお、これらに係る経費は、地方創生臨時交付金事業として、それぞれ収入に応じて国の補助金、一般会計負担金を同額計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 5議案一括上程・大綱説明

(13時46分)

●議長

日程第17、

認定第1号「令和元年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「令和元年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「令和元年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「令和元年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「令和元年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」、以上、5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。説明は大綱説明といたします。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書44ページから48ページにわたります各会計の決算の認定について、奈井江町の一般会計と決算資料の2ページにより合わせてご覧いただきたいと存じます。

認定第1号令和元年度一般会計決算の概要についてご説明いたします。

令和元年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額46億8,136万7,000円、歳出総額45億6,733万4,000円、実質収支額は1億1,403万3,000円であります。歳出につきましては、前年度比3億7,330万3,000円、7.6%の減となっております。歳入につきましては、前年度比3億1,586万円、6.3%の減となっております。予算の執行に当たりましては、社会変化に的確かつ迅速に対応し、町民生活の向上に向けたまちづくり計画の推進を図ってきた一方で、健全財政の堅持に意を持ち、経費の抑制と効率的活用に努めてきたところであります。

次に、認定第2号の令和元年度国民健康保険事業会計決算の概要について説明いたします。令和元年度の決算額は、歳入総額2億1,973万3,000円、歳出総額2億1,075万2,000円、実質収支額898万1,000円となっております。歳出の主な内容では、広域連合負担金で、対前年度比8.3%減の1億6,242万9,000円を支出してございます。歳入については、国民健康保険税で、対前年度比10.5%減の1億17万8,000円、繰入金で対前年度比3.5%増の8,658万円、諸収入で対前年度比65.9%減の2,538万8,000円となっております。

次に、認定第3号令和元年度後期高齢者医療特別会計決算の概要についてご説明いたします。

令和元年度の決算額は、歳入総額9,932万2,000円、歳出総額9,880万3,000円、実質収支額51万9,000円となっております。歳出の主な内容では、後期高齢者医療広域連合納付金で、対前年度比0.9%増の9,848万1,000円を支出しております。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料で対前年度比3.7%増の6,563万5,000円、繰入金で対前年度比3.9%減の3,324万7,000円となっております。

次に、認定第4号令和元年度下水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。

令和元年度の決算額は、歳入総額4億2,184万円、歳出総額4億1,761万円、実質収支額423万円となっております。下水道事業の主なものは、公共下水道の汚水ます新設8か所、個別排水処理施設設置工事1か所の整備を行ってまいりました。なお、これらの整備によりまして、令和元年度末の下水道普及率は、合併処理浄化槽を含めた生活排水総合普及率で95.7%となり、水洗化件数は2,526件となっております。

続きまして、認定第5号の令和元年度国民健康保険病院事業会計決算の概要についてご説明いたします。

収益的収支では、収入9億4,870万9,000円、支出10億4,852万6,000円となり、単年度純損失は9,981万7,000円となっております。資本的収支では、収入1億4,754万5,000円、支出1億4,754万5,000円となり、収入支出同額であります。なお、令和元年度につきましては、単年度実質収支では8,187万3,000円の赤字、単年度末の繰越実質収支では3,778万2,000円の赤字となっております。

以上、令和元年度の5会計の決算概要について一括してご説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

(大綱質疑)

(13時

52分)

●議長

5議案に対する大綱質疑を行います。大綱質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

特別委員会の設置

●議長

お諮りします。認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号につきましては、議長、議選監査委員の竹森議員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、また、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。認定第1号から認定第5号につきましては、議長、議選監査委員の竹森議員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、また、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま、付託されました認定第1号から認定第5号については、会議規則第45条第1項の規定により、9月14日までに審査が終わるよう期限を付けたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。認定第1号から認定第5号については、9月14日までに審査が終わるよう期限を付けることに決定をいたしました。

特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩といたします。

(休憩) (特別委員会の正副委員長互選)

(13時54分)

(特別委員会の互選結果報告) (13時57分)

●議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましてご報告を申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には大関議員。

以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することに決定をいたしました。

閉会

●議長

お諮りいたします。9月9日から14日までの6日間は、委員会開催及び議案調査のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員会開催及び議案調査のため、9月9日から9月14日までの6日間は休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日予定をしました議事日程を全て終了いたしました。

本日はこれで散会とします。

なお、15日は、午前10時より会議を再開いたします。

本日は、大変、ご苦労さまでした。

(13時59分)

令和2年第3回奈井江町議会定例会

令和2年9月15日（火曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 認定第 1号 令和元年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和元年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和元年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和元年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和元年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について

- 第 3 議案第 7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 議案第 9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 第 5 意見案第1号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書
- 第 6 意見案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

- 第 7 意見案第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 第 8 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第 9 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第10 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

- | | | | |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 篠田茂美 | 2番 | 大関光敏 |
| 3番 | 竹森毅 | 4番 | 遠藤共子 |
| 5番 | 石川正人 | 6番 | 笹木利津子 |
| 7番 | 森山務 | 8番 | 大矢雅史 |

9番 森岡新二

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	三本英司								
副町	長	碓井直樹								
教	育	長 相澤公								
企	画	財	政	課	参	事	小澤克則			
総	務	課	長	辻脇泰弘						
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	横山誠
町	民	生	活	課	長	馬場和浩				
建	設	環	境	課	長	大津一由				
産	業	観	光	課	長	石塚俊也				
保	健	福	祉	課	長	鈴木久枝				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	松本正志	
町	立	病	院	事	務	長	杉野和博			
保	健	福	祉	課	課	長	補	佐	田野義美	
保	健	福	祉	課	課	長	補	佐	辻脇真理子	
代	表	監	査	委	員	中野浩二				
農	業	委	員	会	会	長	小島和博			

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	滝本静
議	会	庶	務	係	長	東藤美妃代

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。第3回定例会最終日、出席大変御苦労さまです。
ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の予防のため、議場出入口を開放したまま会議を進めてまいりますので、御了承いただきたいと思います。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番、篠田議員、8番、大矢議員を指名いたします。

日程第2 5議案一括上程・報告

●議長

日程第2
認定第1号「令和元年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」
認定第2号「令和元年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」
認定第3号「令和元年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」
認定第4号「令和元年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」
認定第5号「令和元年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」
以上、5議案を一括議題といたします。
5議案につきましては、決算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

特別委員会審査報告書。決算審査特別委員長より、下記のとおり決算審査特別委員会審査報告書の提出があったので、これを付議する。

令和2年9月15日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、決算審査特別委員会議件名、認定第1号「令和元年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和元年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和元年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和元年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和元年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」。

1、審査の経過、委員会開催日9月9日、10日。

2、審査の期間、本定例会会期内。

3、審査の結果、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号を認定することに決定した。（細部口頭報告）

以上でございます。

●議長

決算審査特別委員長の細部報告について、発言を許可します。

決算審査特別委員会委員長、8番、大矢議員。

（8番 登壇）

●8番

おはようございます。私から、決算審査の特別委員会の報告を申し上げます。

令和元年度に関する決算審査特別委員会の審査結果について御報告いたします。

令和2年9月8日の第3回定例会において付託されました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の審査を行うため、9月9日、10日の両日、役場議員控室において、提出された決算書並びに関係資料と各担当課の説明を求めながら、慎重に審査を実施したところであります。

最初に、審査の結論を申し上げますと、認定第1号「一般会計」、認定第2号「国民健康保険事業会計」、認定第3号「後期高齢者医療特別会計」、認定第4号「下水道事業会計」、認定第5号「病院事業会計」の決算について、全て全会一致をもって認定されました。

あわせて、監査委員の決算審査意見書についても適切であるとし、承認することに決定しました。

依然として、地方自治を取り巻く環境が非常に厳しい状況下の中、新型コロナウイルス感染症が世界で猛威を奮い、その対応が続いています。令和元年度は第6期まちづくり計画並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた重点施策を着実に実施し、計画

的かつ効率的な財政運営の結果、病院事業会計を除く4会計は実質赤字等は発生しておらず、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当せず、実質公債費比率、将来負担比率においても健全財政を堅持されていることを評価するものであります。

病院事業会計については、資金不足比率が6.2%となりましたが、経営努力を認めるものであります。

それでは、具体的に出されました主な意見、要望につきまして御報告申し上げます。まず最初に、一般会計の歳入についてであります。

町政運営の主たる自主財源である町税をはじめ、各使用料、そして他会計であります国保税、下水道使用料、企業会計の医療費等の徴収においても、職員の日々の努力を評価するものであります。引き続き、個々の滞納状況に応じた対応策を講じ、収納率向上に向け努力願いたい。

また、ふるさと納税につきましては、努力いただき寄附額が大きく増額したことを大いに評価するものであります。町税や地方交付税の増加が見込めない中、町の大変貴重な財源であるので、今後も返礼品やPR方法など多面的に一層の工夫を願いたい。

次に、一般会計歳出についてであります。

定住対策では、住宅取得助成や賃貸住宅の家賃助成など、積極的な施策の充実により成果が表れています。まちづくりの重要な施策の一つでありますので、今後も、評価、検証を行うとともに、移住された方の声を参考とし、よりよいまちづくりに反映されることを期待します。

次に、認定こども園にコロナウイルス感染症対策として、エアコンが設置されたことは大変喜ばしいことでもあります。今後も本町の大切な子供たちのため、環境整備を望むものであります。

次に、さくらまつりについてであります。

さくらまつりについては、関係機関の努力により、本町においての貴重な観光資源の一つとなりました。さらに多くの方に来場いただけるよう関係機関と連携協力いただきたい。

次に、土地改良事業についてであります。

本町においてはかねてより、計画的に事業を推進してきたところであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、次年度の税収等が落ち込み、北海道や町の財政がさらに厳しくなることが懸念されるが、今後においても、引き続き、農業者が必要な生産基盤整備に積極的に取り組めるよう、継続的な支援を要望するものです。

次に、鳥獣対策では、近年、鹿を中心とする有害鳥獣により、山間部のみならず広範囲にわたり被害が拡大している。北海道や近隣市町と連携し、対策を強化していただきたい。

次に、教育では、新型コロナウイルス感染症により、小中学校を臨時休業にせざるを得ない状況となり、これまでに経験したことのない対応に苦慮されたと思うが、子供たちの学習に影響が出ないよう努力されたことは、大変評価するところであります。

今後も、本町の全ての子供たちに学びが保障されるよう最大限努力いただきたい。

次に、公営企業会計についてであります。

町立国保病院会計では、地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域の安定した医療の確保など経営努力は評価するところではありますが、依然として厳しい経営状況であります。

病院のあり方検討委員会において多岐にわたり検討されていると思うが、町立国保病院は、健康と福祉のまちの核となる施設であり、引き続き、地元医師会、近隣公立病院との連携を推進するとともに、町民に理解いただける方策を検討いただきたい。

また、一層の経営改善に努力願いたい。

以上、意見、要望の概要を申し上げましたが、委員会審査において出された意見要望も含めて、十分検討され対応されるよう望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

認定第1号の討論・採決

(10時09分)

●議長

御苦労さまでした。

認定第1号「令和元年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号の討論・採決

●議長

認定第2号「令和元年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号の討論・採決

●議長

認定第3号「令和元年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第4号の討論・採決

●議長

認定第4号「令和元年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号の討論・採決

●議長

認定第5号「令和元年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第3 2議案の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時12分)

●議長

日程第3、議案第7号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」及び議案第8号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、以上、2議案を一括議題といたします。

一括議題の説明を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。議案書の38ページ以降をお開きいただきたいと思います。議案第7号及び8号の「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、一括して御説明を申し上げます。

議案書38ページ、議案第7号では堀美鈴氏が、議案書40ページ、議案第8号では林知孝氏が、それぞれ令和2年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き両氏を任命いたしたく、町議会の同意を求めるものであります。

令和2年9月8日提出、奈井江町長。

なお、委員の履歴につきましては、それぞれ議案の次頁に掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、2議案について一括御説明申し上げましたので、よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

●議長

議案第7号及び議案第8号の審議、採決を1件ずつ進めてまいります。

議案第7号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許可します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号について採決いたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第8号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許可します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号について採決します。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時15分)

●議長

日程第4、議案第9号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書の42ページをお開きください。

議案第9号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、固定資産評価委員会委員砂村博幸氏が令和2年9月18日付をもって任期満了となるので、川端孝史氏を選任いたしたく、町議会の同意を求めるものであります。

令和2年9月8日提出、奈井江町長。

なお、委員の履歴につきましては、議案の次頁に掲載しておりますので御参照いただき、よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許可します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定いたしました。

●議長

日程第5、意見案第1号「種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。事務局長。

●事務局長

意見案第1号「種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書」、上記事件について国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたします。

令和2年9月15日提出。

提案者、奈井江町議会議員竹森毅。

賛成者、奈井江町議会議員森山務、同じく遠藤共子。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

次ページになります。

「種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書」、前文を省略させていただきます。

記といたしまして、1、今回の改正により、全ての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付できる環境を整えること。

2、主要農作物種子法において機能していた、都道府県における公的機関の地域の特色を生かした種子の研究・開発などを、今までどおり国が責任を持って進めるよう、従来行っている地方財政措置を改正法案に盛り込むこと。

3、国内外資系企業における地域ブランドなど優良な国産農作物種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月15日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。3番、竹森議員。

●3番

提出議員の立場から、少し補足をいたしたいと思います。

2018年4月の主要農作物種子法の廃止に続き、本年の通常国会に種苗法の一部改正案が提出されました。この改正案では、我が国の優良品種の海外流出を防ぐことが目的である一方、品種開発者の育成権利を高め、これまで認められてきた自家増殖、採種

を許諾制へと見直すことにより、農業者への新たな費用負担が生じることや、外資系種子会社を通じた種子の海外流出などの課題が上げられています。

こうした中、種苗法改正案は通常国会において、新型コロナウイルス感染症対策の補正予算案の審議などから、十分な審議時間を確保できず、今週開会予定の臨時国会以降での継続審議となりました。

改正案には様々な課題があります。審議に当たっては、国民の意見を幅広く聴取し、丁寧な議論を行い、慎重に審議することが求められています。このため、農業者が将来にわたって安心して農作物を作付できるよう、今議会にこの意見書案を提出するものです。全議員の賛成をもって採択されますようお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
意見案第1号を採決します。
本案は、提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、提案のとおり可決されました。

日程第6 意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時21分)

●議長

日程第6、意見案第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。事務局長。

●事務局長

意見案第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」、上記事件について国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたしたい。

令和2年9月15日提出。

提案者、奈井江町議会議員笹木利津子。

賛成者、奈井江町議会議員竹森毅、同じく篠田茂美。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

次ページになります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、前文を省略させていただきます。

記といたしまして、1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月15日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許可します。6番、笹木議員。

●6番

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の補足説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっております。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地方経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税改正に向け、地方税財源の確保を確実に実現されるよう強く要望し、補足説明といたします。

全議員の御賛同をもって採択されますようよろしくお願い申し上げます。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第7 意見案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時26分)

●議長

日程第7、意見案第3号「国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。事務局長。

●事務局長

意見案第3号「国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書」、上記事件について国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたしたい。

令和2年9月15日提出。

提案者、奈井江町議会議員笹木利津子。

賛成者、奈井江町議会議員大関光敏、同じく篠田茂美。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

次ページになります。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書、前文を省略させていただきます。

記といたしまして、1、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2、高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3、令和2年度までの限定的な措置となっている防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。

7、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月15日、北海道空知郡奈井江町議会議員。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。6番、笹木議員。

●6番

「国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書」の補足説明をいたします。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に恵まれ、多様な魅力を有しており、国内外より観光客の増加が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は幅広い分野において大きな打撃を受けております。

今後は、感染抑制のための取組と経済活動の両立を図ることや、復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠であります。

また、近年の自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路の施設の老朽化など様々な課題を抱えております。加えて、積雪、寒冷のため、除排雪等に要する費用も多額となっております。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあり、国と地方の適切な役割分担の下、道路整備、管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であることから、より一層の道路整備の推進や管理の充実、強化が図られるよう強く要望し、補足説明といたします。

全議員の御賛同をもって採択されますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第3号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第8 調査第1号の上程・付託

(10時32分)

●議長

日程第8、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。
事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」、議会運営委員長より、地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和2年9月15日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。

調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第9 調査第2号の上程・付託

(10時33分)

●議長

日程第9、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」、まちづくり常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和2年9月15日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会。

調査番号及び調査事項は、調査第1号土地改良事業について（現地調査を含む）、調査第2号認定こども園の管理運営について、調査第3号保健業務について。

調査日程、3日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第10 調査第3号の上程・付託

（10時34分）

●議長

日程第10、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」、広報常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和2年9月15日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。

調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了をいたしました。

これにて、令和2年奈井江町議会第3回定例会を閉会といたします。

皆さん、大変御苦労さまでした。

(10時36分)